

医療従事者等負担軽減検討委員会 資料

勤務医負担軽減計画(令和元年度)

現状・問題点	対応方針	具体的な計画	達成状況					
			平成31年4月		令和元年9月		令和2年3月	
当直医が一人で入院患者や救急外来患者に対応しており、翌日の日勤に疲労が残る。	・当直回数及び当直翌日の業務内容に対して配慮する。	・当直翌日の業務は、支障の無い範囲で休暇の取得をすすめる。 ・当直について1人1カ月あたりの上限を定める。 ・夏季休暇など計画的に取得する。	<input type="checkbox"/>	計画策定	<input checked="" type="checkbox"/>	一部達成	<input checked="" type="checkbox"/>	一部達成

- ・衛生委員会などで年次休暇及び夏季休暇の計画的使用について促した。
- ・36協定の遵守について職員へ周知した。また、勤怠管理について社会保険労務士を複数回招きシステム改修を行っているが、まだ改良の余地がみられる。
- ・業務導線や書類の見直しを行い、定型書類の設定など労務軽減等を図った。